手話と書記日本語によるバイリンガルろう 教育特区

都道府県名:

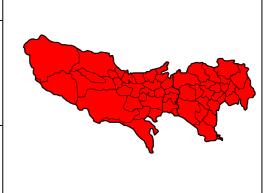
東京都

申請主体名:

東京都

区域の範囲:

東京都の全域



特区の概要:

現行のろう学校では、聴覚口話法を中心にした教育を行っているが、重度の聴覚障害児など中には必ずしも適合できない児童が存在している。これらの児童はNPO法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センターが運営する「龍の子学園」で授業を受けている。同学園は新たに学校法人を設立して、手話と書記日本語による教育(バイリンガルろう教育)を実践する私立学校(小学部・幼稚部)を設置する予定であることから、東京都としても支援し、教育方法としてのバイリンガルろう教育の確立とろう教育の選択肢の拡大を図る。

適用される規制 の特例措置: ・特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化)



